

# 福井県社会福祉施設における省エネ設備等支援事業助成金 申請要領

## 1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、次の要件をすべて満たすものとします。

- (1) 県内に所在する以下に掲げる事業所・施設の設置者（地方公共団体および地方独立行政法人を除く。）
- (2) 省エネ設備の更新等（利用者が生活や活動する場所に限る。）を行う設備を所有する者
- (3) 県税の滞納がない者
- (4) 暴力団員もしくは暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

<対象事業所・施設一覧>

施設区分	事業所・施設	
社会福祉施設	高齢福祉関係	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
	障がい福祉関係	生活介護事業所、療養介護事業所、短期入所事業所、障害者支援施設、共同生活援助事業所、宿泊型自立訓練事業所、自立訓練(機能訓練)事業所、自立訓練(生活訓練)事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、就労定着支援事業所、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、医療型障害児入所施設、福祉型障害児入所施設

## 2 助成対象設備

助成対象設備は、別紙（対象設備一覧）に記載の省エネ設備（更新または新規導入（増設は除く））で、規格および概要を満たし、かつ省エネ性能に関する基準を満たすものとします。ただし、利用者が生活や活動する場所に限ります。

### 3 助成対象経費

2の助成対象設備の更新等に必要経費を対象とします。(詳細は以下のとおり) ただし、利用者が生活や活動する場所に限りません。

ただし、消費税および地方消費税相当額は除きます。

#### ○助成対象となる経費

項目	内訳
① 設備費	助成対象設備の導入等に係る購入、製造、据付等に必要経費 (例) 換気機器、空調機器、その他事業実施に必要不可欠な付属機器 (リモコン、フード、化粧パネル等)
② 工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要経費 (助成対象設備の導入等に係る設計に必要な経費を含む) (例) 労務費、材料費、機器搬入費、機器据付費、基礎工事、配電・配管工事、直接仮設費、共通仮設費、現場管理費、断熱・保温等の設置工事に要した費用、総合試験調整費、立会検査費、配管耐圧検査費、真空乾燥調整費、冷媒ガスおよび充填作業費、養生費、天井等解体および復旧費、点検口取付費等
③ 処分費	既存設備を更新する場合の既存設備等の撤去・処分に必要経費 (例) 既存設備の撤去・処分のための工事に要した費用

※利用者が生活や活動する場所以外の省エネ設備の更新等に係る経費については、助成対象ではありません。

※中古設備の導入については、助成対象ではありません。

※過剰と見なされるもの、増設されるもの、将来用・兼用・予備用のものに要する経費は対象ではありません。

※各項目の費用について、助成事業を行うために必要かつ不可欠であることの証明は助成事業者の負担とします。証明できなかつたことによる不利益について、県は一切の責任を負いません。

#### ○助成対象とならない経費

項目	内訳 (例示)
① 設備費	リース料、計測機器または装置、必要不可欠とは言えない付属機器等
② 工事費	安全対策費、土地の取得・賃貸・管理等に要する費用、道路使用許可申請費用、本事業と直接関係のない工事・設計に要した費用等
③ 処分費	本事業と直接関係のない設備機器等の撤去・処分に要した費用
④ 諸経費	一般管理費、諸経費 (準備費、仮設物費、安全費、保証料、試験調査費、整理清掃費、機械器具費、運搬費、租税公課、保険料、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、補償費、役員報酬、動力用水光熱費、その他)、助成事業経費の積算に関する費用、県に提出する申請書類等の作成費用等

#### 4 助成事業実施単位について

##### 1 事業所・施設ごと

なお、同一建物内に複数の事業所等が所在する場合は、当該事業所等のうちのいずれか1つが事業を実施することとしてください。【Q&A Q4 参照】

#### 5 助成率・助成額

設備区分	施設区分	事業所等	助成率等	助成下限額 および上限額
省エネ設備	社会福祉施設	高齢福祉関係	4分の3	1 助成事業あたり 助成下限額※ 30万円 助成上限額 150万円
		障がい福祉関係		

※助成金額が30万円を下回る場合は、助成対象外です。

※障がい福祉関係の事業所に係る助成事業については一設置者（法人）あたり合計で原則600万円を上限とします。

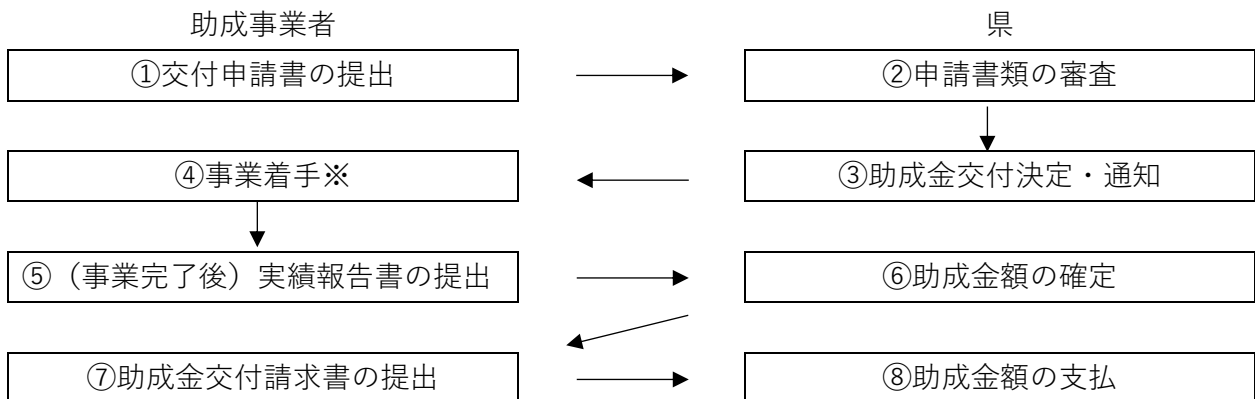
#### 6 申請受付期間

令和4年11月24日（木）から令和4年12月28日（水）

※先着順です。申請期間内に予算額に達した場合は、受付を終了します。

#### 7 申請の手続

##### (1) 助成金申請の流れ



※ やむを得ない事由により助成金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、あらかじめ交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第5号）を提出してください。

ただし、届出書の提出は、交付決定を確約するものではありませんのでご注意ください。

なお、ここでいう「着手」とは、対象設備を実際に取り付けることだけでなく、対象設備の購入や取付け等の申し込みをすることも該当しますので十分注意してください。

## (2) 提出書類

- ・同一法人内で複数の事業所・施設が事業を行う場合は、★は法人ごと、その他は事業所・施設ごとに作成し、提出してください。

提出書類一覧	
1★	交付申請書（交付要綱様式第1号）
2★	<交付決定前に事業着手する場合> 交付決定前事業着手届出書（交付要綱様式第5号）
3★	事業所・施設別申請額一覧（交付要綱様式第1-1号）
4	事業実施計画書（交付要綱様式第1-2号）
5	対象設備確認書（交付要綱様式第1-3号）
6★	<建物の所有者と設備の設置者が異なる場合> 設備設置承諾書（交付要綱様式第1-4号）
7★	確認書（交付要綱様式第1-5号）
8	登記事項証明書（設備更新等を行う事業所等の不動産登記）
9	助成対象経費算定根拠となるもの（見積書、更新等を行う設備のカタログ）
10	設備更新等を行う建物の平面図、設備更新等の内容がわかる概略図等
11	設備更新等を行う建物が存する敷地内の配置図
12	設備更新等を行う建物および設備の状況が確認できるカラー写真 ※以下を参考に、助成対象設備の設置前・設置後の状況が確認できるように撮影してください。 【省エネ設備】・省エネ設備の更新等を行う前の建物、設備の状況が確認できる写真 ・省エネ設備の更新等を行う設置予定場所の写真
13★	県税の納税証明書
14★	地方消費税の納税証明書
15★	債権・債務者登録申請書

## (3) 申請書類の入手方法

県公式ホームページからダウンロードしてください。

【介護】 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kourei/syoenekaigo.html>

【障がい】 <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shougai/syoenekaigo.html>

## (4) 提出方法

- ・申請書類は、郵送により後日お知らせする委託事業者に提出してください。

## 8 留意事項

### ○事業の実施時期について

助成対象事業は、原則として当該年度の2月14日までに完了するものであることが必要です。

### ○交付申請から交付決定までの期間について

提出された交付申請書が適正であり、必要な添付書類が揃っていることが確認できてから、概ね2週間程度で交付決定の通知を送付します。

### ○その他

- ・ 必要に応じて申請内容を確認したり、追加資料の提出を求めたりすることがあります。
- ・ 申請に当たっては、この要領のほか、交付要綱、Q & Aを十分に確認してください。